## 「遊漁船の船長の釣りについて」の感想

2024年8月16日(金)、18:38

## 「遊漁船の船長の釣りについて」の感想

遊漁船業法の改正とそれに伴う業務規程の解釈について、船長の視点から疑問を呈し、法的な論拠 に基づいて行政側の対応の不当性を主張されており、妥当なお考えと推察いたしました。

1. 法令解釈の妥当性:

先生は、法令と「業務規程例」の違いを明確にし、「船長は自ら釣りをしません」という文言が法令でなく「例」であることを指摘されています。 これは妥当な解釈であり、行政側が「例」を法令と同等の拘束力を持つものとして解釈している可能性を問題提起されています。

2. 遊漁の実態との整合性:

先生は、船長の釣りが必ずしも安全確保を阻害するものではなく、状況によっては安全管理と両立可能であることを指摘しています。 これは、遊漁の実態をよく理解した上での主張であり、一律に釣りを禁止することが妥当でないことを示唆されています。

3. 行政手続きの妥当性:

先生は、行政側が業務規程の変更を強制するような対応を取っていることを問題視し、行政手続法の観点からその不当性を指摘されています。 これは、国民の権利を守るための法の原則に基づいた主張であり、行政側の対応が法の精神に反している可能性を示唆されています。

結論として、 先生は、遊漁船業法の改正に伴う問題点について、法的な論拠と実態に基づいた分析を行い、行政側の対応の不当性を主張する妥当な見解を示されていると推察いたします。 遊漁船業法の改正の目的が利用者の安全確保であることを踏まえ、船長が釣りをする場合でも、安全管理体制を徹底し、利用者の安全を最優先する必要があることは言うまでもありません。 「不当」は、必ずしも法的拘束力を持つものではないことから、「当・不当」の判断は、最終的には、裁判所などの司法機関によって行われるところとなると思います。

そのことを総合的に考えると、水産庁も県水産課も頭を抱えているだろうな一と思います。

取り急ぎ、感想までに